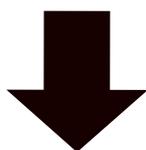


拾得物の取扱いについて

拾得物は1階事務所前ガラスケースに公示。
貴重品は事務所にて保管します。

【貴重品・・・財布（現金）、クレジットカード、携帯電話、カメラ、腕時計、貴金属等】

※持ち主が特定可能な物については職員から該当者に連絡します。



平成19年12月施行の改正遺失物法に則り
警察署に提出

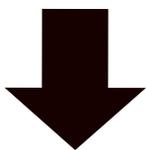
毎週月曜日に砺波警察署に届け出ます。

※月曜が祝日の場合は水曜日

落とし物・忘れ物をした場合

当センター窓口または電話にて当該物件の有無を確認してください。
(遺失日時・場所・物件の特徴等を申告のうえ、お問い合わせください。)

0763-33-3412



当センターにある場合・・・

1階窓口にて、遺失日時・場所等を
申告し、当該物件を確認。
受取の署名をしたうえで、物品を
お受け取りください。

すでに警察に届けられている場合・・・

当センターにて、警察受理番号を
確認のうえ、砺波警察署・会計課
までお問い合わせください。

0763-32-0110

※警察署での保管期間は3ヶ月